



# 交通安全ニュース

R3. 9. 13

No.3-26

香川県警察本部  
交通部

# 電動キックボード って 原付と同じ乗物です!!



電動キックボードは**原動機付自転車**に該当します。

## 公道を走行する場合

- 運転には、原付以上の**運転免許**と**ヘルメット着用**が必要です。
- **保安基準**を満たし、**自賠責保険加入**が必要です。
- 各市町が交付する**ナンバープレート**の表示が必要です。
- **歩道は走れません!** 原付と同じ交通ルールが適用されます。

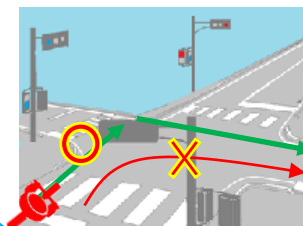
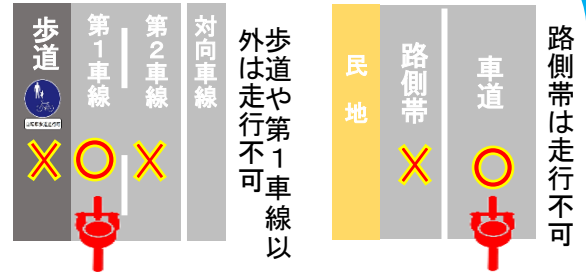


## 保安基準って??



出典：国土交通省ウェブサイト(<http://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)  
「資料4」(国土交通省) (<http://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)を加工して作成

## 交通ルールは?



3車線以上の信号交差点では二段階右折が原則です。

注意!

これらに  
違反すると

**無免許運転**：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

**無保険車両運行**：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

**整備不良車運転**：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

**歩道通行(通行区分違反)**：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ご自身の電動キックボードが保安基準等に該当するかどうか、  
ご不明な場合は、購入した販売先か、警察署にご確認下さい。